

令和4年度 鹿島市職員採用試験案内

1. 受付期間 : 令和4年8月1日(月)から8月22日(月)まで

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
 郵送の場合は、8月22日(月)(当日消印有効)までに送付してください。

2. 試験区分・採用予定人員・業務内容

試験区分	採用予定人員	業務内容
一般事務A	若干名 (A、B合わせて)	一般行政の業務に従事
一般事務B		
土木C	若干名 (C、D合わせて)	土木技術、一般行政の業務に従事
土木D		
建築E	若干名	建築技術、一般行政の業務に従事
保健師F	若干名	保健師、一般行政の業務に従事

※ 申し込むことができる試験区分は、別の社会人経験者対象の試験区分も含めて一つに限ります。また、申込書の受付完了後における試験区分の変更は認められません。

3. 受験資格

試験区分	要件
一般事務A	<ul style="list-style-type: none"> 平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 採用後、鹿島市内に居住できる人
一般事務B	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人 採用後、鹿島市内に居住できる人
土木C	<ul style="list-style-type: none"> 平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 採用後、鹿島市内に居住できる人
土木D	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人 採用後、鹿島市内に居住できる人
建築E	<ul style="list-style-type: none"> 昭和57年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> 一級建築士若しくは二級建築士資格を保有する人 令和5年3月31日までに建築士資格を保有する見込みの人 令和5年3月31日時点で二級建築士試験の受験資格を有する人 採用後、鹿島市内に居住できる人
保健師F	<ul style="list-style-type: none"> 平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 保健師資格を保有する人、又は令和5年3月31日までに保健師資格を保有する見込みの人 採用後、鹿島市内に居住できる人

※ 次のいずれか一つに該当する人は受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③ 鹿島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ④ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4. 試験の日時・会場

試験種目	日時	会場
第1次試験	令和4年9月18日(日) 午前9時30分集合	鹿島市役所5階会議室ほか(予定) ※具体的には受付期間終了後、受験票によって通知します。
第2次試験	令和4年10月中下旬頃 (予定)	※第1次試験合格通知の際、本人に通知します。
第3次試験	令和4年11月中下旬頃 (予定)	※第2次試験合格通知の際、本人に通知します。

5. 試験の方法・内容等

(1) 第1次試験(教養試験及び専門試験)

① 教養試験：試験区分に関係なく全員受験してください。

試験区分	試験内容	試験時間
一般事務A	大学卒業程度の一般的知識・知能について、5枝択一式 問題40問による筆記試験	120分 (午前10時から)
土木C		
建築E		
保健師F		
一般事務B	高校卒業程度の一般的知識・知能について、5枝択一式 問題40問による筆記試験	
土木D		

② 専門試験：試験区分「土木C」「土木D」「建築E」「保健師F」の申込者は、受験してください。

試験区分	試験内容	試験時間
土木C	大学卒業程度の専門的知識・知能等について、5枝択一式 問題30問による筆記試験	120分 (午後1時から)
土木D	高校卒業程度の専門的知識・知能等について、5枝択一式 問題30問による筆記試験	90分 (午後1時から)
建築E	大学卒業程度の専門的知識・知能等について、5枝択一式 問題30問による筆記試験	120分 (午後1時から)
保健師F	大学卒業程度の専門的知識・知能等について、5枝択一式 問題30問による筆記試験	90分 (午後1時から)

※ 昼食は、各自で対応してください。なお、昼食時間は会場の外へ出ることができます。

(2) 第2次試験

区分	科目	試験内容
第2次試験	作文試験	表現力・文章構成力・知識等を評価する筆記試験
	面接試験	職員として適する人物かどうかを評価する集団面接による試験

(3) 第3次試験

区 分	科 目	試 験 内 容
第3次試験	面接試験	職員として適する人物かどうかを評価する個別面接による試験

(4) 合格者の決定

各試験の合格者の決定は試験ごとに決定します。ただし、第2次試験又は第3次試験において同順位の者がある場合等は第1次試験及び第2次試験の結果を加味して決定します。

6. 合格発表

区 分	期 日	方 法
第1次試験 合格者発表	令和4年10月上旬までの期日	<ul style="list-style-type: none"> 合格者の受験番号を鹿島市役所の掲示板に掲示し、鹿島市ホームページに掲載 合格者に文書で通知
第2次試験 合格者発表	令和4年11月上旬までの期日	<ul style="list-style-type: none"> 合格者の受験番号を鹿島市役所の掲示板に掲示し、鹿島市ホームページに掲載 合格者に文書で通知
最終合格者 発表	第3次試験終了後1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> 合格者の受験番号を鹿島市役所の掲示板に掲示し、鹿島市ホームページに掲載 受験者全員に合否を文書で通知

7. 最終合格から採用まで

- 最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される令和4年度鹿島市職員採用候補者名簿に登載されます。なお、名簿に登載されても必ず全員採用されるとは限りません。
- 採用は、欠員補充等必要が生じた場合に行うこととなりますが、成績が下位の場合やその他特別の事情が生じた場合は、採用が遅くなり、又は採用されない場合があります。

8. 給 与（現行）

試験区分	初任給（令和4年4月1日現在）
一般事務A、土木C 建築E、保健師F	182,900円（大卒）
一般事務B、土木D	150,700円（高卒）

※ 上記は標準的な新規大学卒業者、新規高校卒業者の例ですが、職歴や大学院卒などの経歴により加算される場合があります。また、給与改正等により初任給の額が変更になる場合があります。このほか、期末・勤勉手当、通勤手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当等が支給要件に応じて支給されます。

9. 受験手続

(1) 申込書等の請求

① 直接受け取る場合 鹿島市役所 3階 総務部総務課職員係

② 郵送で請求する場合

封筒の表面に「採用試験申込書請求」と朱書きし、必ず120円（返信を速達で希望される場合は380円）切手を貼り、宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（角形2号：A4サイズの用紙が入る大きさ）を同封して、鹿島市役所総務部総務課職員係へ請求してください。

※ なお、封筒の裏面に「郵送で請求された人の住所、氏名」を必ず記入してください。

③ インターネットからダウンロードする場合

鹿島市ホームページから申込書等をダウンロードし、印刷することができます。

鹿島市ホームページ(<http://www.city.saga-kashima.lg.jp/>)

トップページ > 市政・計画 > 市政の運営 > 人事・職員 > 職員募集

(2) 申込方法

① 申込先

○持参する場合 鹿島市役所 3階 総務部総務課職員係

○郵送する場合

宛先 〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1 鹿島市役所総務部総務課職員係

② 提出書類 令和4年度鹿島市職員採用試験申込書 1通

※ 必要事項を記入し、令和4年4月以降に撮影した本人の写真を該当箇所に貼ってください。（写真の裏には、住所及び氏名を記入してください。）

受験票部分の裏面（はがき面）には、宛先を記入し、必ず63円切手を貼ってください。

(1) 受験票の交付

受験票は受付締切日以降に郵送しますが、9月2日(金)までに到着しない場合は、鹿島市役所総務部総務課職員係の方へお問い合わせください。

10. 問い合わせ先

鹿島市役所 総務部 総務課 職員係

郵便番号 〒849-1312

住所 佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1

電話番号 0954-63-2113（内線 317）

URL（ホームページアドレス） <http://www.city.saga-kashima.lg.jp/>

11. 採用試験の実施方法

平成29年度採用試験の実施分から、ともに鹿島市の発展に貢献していただく方を求めたいため、これまでの人物重視の試験実施方法に加えて、適性を確認する機会を増やす試験実施方法に見直しました。具体的には次の項目となります。

- ① 二次試験方式から三次試験方式への変更（最終合格者の決定までの試験実施回数の変更はありません。）。
- ② 多くの方に直接お会いしたいため、第2次試験において集団面接の実施（公務員としての適性を確認します。）。
- ③ 各試験の合格者の決定は試験ごとに決定します。ただし、第2次試験又は第3次試験において同順位の者がある場合等は第1次試験及び第2次試験の結果を加味して決定します。